

横断歩道橋個別施設計画

令和3年3月策定
(令和7年12月一部改訂)

燕市 都市整備部 土木課

1. 現状と課題

燕市が管理する供用中の横断歩道橋は令和7年9月現在5箇所あります。竣工後40年が経過している施設が3施設、50年が経過している施設が2施設あります。なお、10年後にはすべての施設が竣工後50年以上となるため、施設の老朽化が進行していることが予想されます。

現在、吉田旭町人道橋と吉田駅こ線人道橋が竣工後50年を超えており、吉田旭町人道橋については腐食や漏水等の変状が確認されています。今後、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となります。

2. 対象施設

施設名	路線名	所在地	完成年度 (西暦)	延長 (m)	幅員 (m)	点検記録	
						実施年度	判定区分
吉田旭町人道橋	吉田旭町人道橋線	吉田旭町四丁目	1967	50.3	2.3	R3	II
吉田駅こ線人道橋	吉田駅人道橋線	吉田堤町	1975	123.3	2.5	R3	II
下組跨線橋	白山町下太田線	白山町二丁目	1979	97.3	3.1	R3	II
北吉田駅こ線人道橋	北吉田駅人道橋線	吉田鴻巣	1982	71.7	3.0	R4	II
燕三条駅こ線人道橋	燕三条駅人道橋線	井土巻五丁目	1985	62.1	2.0	R5	II



吉田旭町人道橋



吉田駅跨線人道橋



燕三条駅人道橋



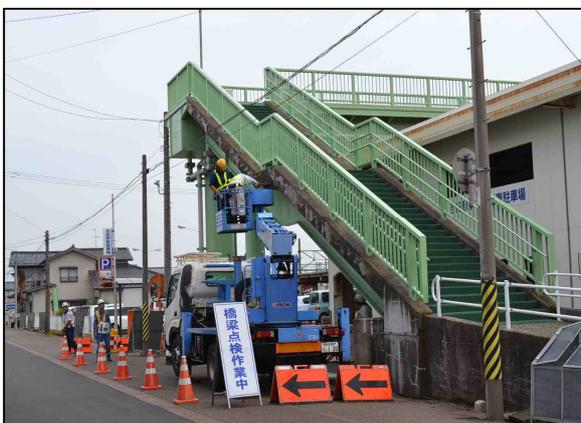
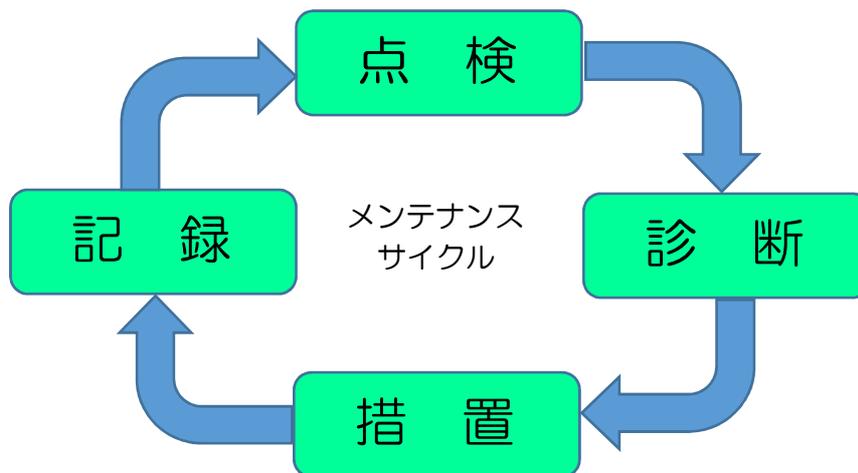
下組跨線橋

3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

道路橋定期点検要領（国土交通省道路局 令和6年3月）に基づき、5年に1度の頻度で近接目視による点検を実施し、健全性の判定を下記の4段階で区分します。その後点検・診断結果に基づき必要な措置を実施し、点検結果と共に記録してメンテナンスサイクルを回すことで老朽化対策を推進していきます。

健全性の診断

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



点検状況

4. 新技術の活用に関する基本的な方針

5年に1回の定期点検の結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。なお、点検を行う際は国土交通省の「新技術情報システム（NETIS）」などに記載されている新技術を参考にし、新技術活用の検討を行うとともに、費用縮減や点検の効率化を図ります。

また、今後の定期点検時については管理している5基を対象に、令和10年度までに新技術等の活用を検討し、約50万円のコスト縮減することを目標とします。

5. 施設の集約化・撤去の方針

現状では横断歩道橋の修繕や更新の必要はありませんが、今後施設の老朽化が進行することが想定されるため、将来的に修繕や更新が必要となります。

また、当市で管理している横断歩道橋5基について、代替施設が近傍にない施設であることから、検討の結果、集約・撤去は困難であるのが現状です。

なお、すべての施設を対象に集約化・撤去の検討を行った結果、対象となる管理施設は市街地間を結ぶ重要な路線であり、隣接する迂回路を通行した場合、吉田旭町人道橋は約0.6km（所要時間8分）、吉田駅こ線人道橋は0.4km（所要時間6分）、下組跨線橋は約0.4km（所要時間6分）、北吉田駅こ線人道橋は約1.0km（所要時間15分）、燕三条駅こ線人道橋は約0.7km（所要時間9分）を迂回することになり、社会的活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことは困難です。そのため、周辺状況や施設利用状況の変化により、集約化・撤去については、必要に応じて再度検討を行います。

6. 計画期間

本計画の計画期間は5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、次回点検計画が明らかとなるよう令和2年度から令和10年度までの9年間とします。

なお、最新の点検結果を踏まえ、必要により随時計画を更新することとします。

施設名	計画期間												
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
吉田旭町人道橋	法令点検 (初回)					法令点検 (2回目)						法令点検 (3回目)	
吉田駅こ線人道橋	法令点検 (初回)					法令点検 (2回目)						法令点検 (3回目)	
下組跨線橋	法令点検 (初回)					法令点検 (2回目)						法令点検 (3回目)	
北吉田駅こ線人道橋		法令点検 (初回)					法令点検 (2回目)						法令点検 (3回目)
燕三条駅こ線人道橋			法令点検 (初回)					法令点検 (2回目)					法令点検 (3回目)

点検計画のイメージ

7. 施設の状態・対策内容及び対策費用

①施設の状態

施設名	路線名	点検年度（次回点検年度）	点検結果
吉田旭町人道橋	吉田旭町人道橋線	令和3年度（令和8年度）	Ⅱ
吉田駅跨こ線人道橋	吉田駅人道橋線	令和3年度（令和8年度）	Ⅱ
下組跨線橋	白山町下太田線	令和3年度（令和8年度）	Ⅱ
北吉田駅こ線人道橋	北吉田駅人道橋線	令和4年度（令和9年度）	Ⅱ
燕三条駅こ線人道橋	燕三条駅人道橋線	令和5年度（令和10年度）	Ⅱ

②対策内容及び対策費用

計画期間内における対策費用について、以下のとおり約55百万円を見込んでいます。
 なお、対象施設はすべてⅡ判定となっているため、計画期間内においては定期点検のみを行う
 予定ですが、今後の定期点検の結果によっては修繕工事を行う可能性があります。

2021（R3）	吉田旭町人道橋他2施設	16,000,000円
2022（R4）	北吉田駅こ線人道橋	5,000,000円
2023（R5）	燕三条駅こ線人道橋	3,000,000円
2026（R8）	吉田旭町人道橋他2施設	21,000,000円
2027（R9）	北吉田駅こ線人道橋	6,500,000円
2028（R10）	燕三条駅こ線人道橋	3,900,000円